

(総則)

第1条 発注者相模原市（以下「発注者」という。）、及び受注者_____（以下「受注者」という。）は、本庁舎等の消防設備の点検を目的とし、本契約書に定めるもののほか、別紙「本庁舎等消防設備点検委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に従い、善良なる管理者としての責任を持って、点検・整備（以下「点検業務」という。）を履行しなければならない。

(契約の保証)

第2条 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の定めに関わらず、次のいずれかに掲げる保証を付すことのできる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。

(1) 受注者が契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をするとき。

(2) 受注者が本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が指定する金融機関の保証を付したとき。

(3) 受注者が保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、履行保証保険契約の締結後、直ちに、その保険証券を発注者に寄託するとき。ただし、保証の額は契約金額の100分の10以上としなければならない。

(4) 受注者が過去2か年間に市、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

3 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(委託業務内容)

第3条 発注者が受注者に委託する業務は、本庁舎消防設備の点検業務とし、仕様書のとおりとする。

(経費の負担)

第4条 点検業務に必要な機械、器具、材料(衛生材料含む)等は、受注者の負担とする。

2 点検業務に必要な電気、水道及びガスは、発注者の負担とする。

3 受注者は電気、水道及びガスの使用については極力節減し、効率的に業務を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、本契約について、全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得て点検業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）する場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、受注者は、再委託する場合は、その内容を明確にした書面を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

(守秘義務)

第7条 受注者は、点検業務の履行により直接又は間接に知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏えいし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。本契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

(発注者に与えた損害)

第8条 受注者は、故意又は過失により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者と受注者とが協議した結果、発注者の責めに帰すべき事由による場合、又は天災その他避けることのできない事由によると認めた場合はこの限りでない。

2 点検業務が不完全なことにより発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 受注者は、点検業務の履行に当たり、第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 点検業務の履行に当たり、第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者及び受注者が協力してその解決処理にあたるものとする。

(事故等の報告)

第10条 受注者は、点検業務の履行に当たり、事故等が発生した場合は、臨機に適切な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 受注者は、点検業務の履行に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

3 受注者は、第1項及び第2項の事故等が発生した場合には、詳細な経過及び今後の対処方針を、遅滞なく発注者に提出しなければならない。

(実施の確認)

第11条 受注者は点検業務実施後、仕様書に基づく記録をし、発注者に対して報告しなければならない。

2 受注者は、業務が仕様書に適合していないと発注者が認めた場合には、その業務の手直しをしなければならない。

(発注者の調査権等)

第12条 発注者は、点検業務の履行に当たり、必要に応じて受注者に対して報告を求め、又は調査をすることができる。

2 前項に基づく報告又は調査の結果、受注者による点検業務の実施状況につき、不十

分な点が認められたときは、発注者は、点検業務の実施に関して必要な指示を受注者に行うことができるものとする。

(臨機の措置)

第13条 点検業務上、緊急の措置を要するものと認められる時は、発注者は、受注者に対して所要の臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者はそのとった措置について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 前項の規定による措置を要した経費のうち、当初の契約金額に含めることが不適当と認められる部分の経費については、発注者、受注者で協議するものとする。

(法令上の責任)

第14条 受注者は、業務処理に当たる受注者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

(完了報告及び検収)

第15条 受注者は、本契約の各回の業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書及び点検結果報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、速やかに検収を行うものとする。

(契約代金の支払)

第16条 受注者は、前条第2項に規定する業務完了報告書の検収を受けた後、支払内訳の金額を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者からの適正な請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において当該金額を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、第16条に定める検収後であっても、履行内容に契約不適合があったときは、受注者はその責任を負うものとし、発注者の指示に従わなければならない。

2 前項に定める契約不適合責任期間は、検収後1年間とする。

(契約内容の変更等)

第18条 発注者は、契約締結後に必要がある場合には、発注者と受注者との協議の上、契約内容を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第19条 受注者はその責めに帰すべき理由により、期日までに業務を履行しないときは、発注者に対し違約金を支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で算出した額とする。

(発注者の催告による契約解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。

きる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者が本契約に違反したとき。
 - (2) 本契約の履行について、受注者に不正の行為があったとき。
 - (3) 履行期限内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (発注者の催告によらない解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約を完了することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が本契約の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (6) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条又は第21条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第20条又は第21条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他不正行為による発注者の契約解除権)

第23条 発注者は、受注者が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令

（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3）前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（4）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第24条 第20条、第21条及び第23条の規定により本契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

（1）受注者について、破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）受注者について、再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（3）受注者について、更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（暴力団等排除に係る発注者の解除権）

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（1）受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支

配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定により本契約が解除された場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第26条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（受注者の契約解除権）

第27条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反によって委託業務を履行することが不可能となった場合は、契約を解除することができる。

2 受注者は、正当な理由がある場合、本契約の解除の申出をし、発注者がこれを認めたときは、契約を解除することができる。ただし、解除の申出は、解除の期日前60日までに書面をもって発注者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、損害額については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

（解除に伴う措置）

第28条 発注者は、本契約が解除された場合においては、既成部分で検収に合格した委託成果（以下「出来形部分」という。）について、発注者はその出来形部分に対する契約金額相当額を受注者に支払わなければならない。

(履行不能の場合の処置)

第29条 受注者が、天災その他の不可抗力等その責めに帰することができない事由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て、受注者は当該部分についての履行義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての契約金額の支払いを免れるものとする。

(管轄裁判所)

第30条 本契約について訴訟等の生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(環境配慮事項の遵守)

第31条 受注者は、本契約による業務の実施に当たっては、本市の取り組む環境方針に基づき、次の事項に努めなければならない。

- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギー、廃棄物の減量に取り組むとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- (2) 発注者へ提出する書類及び添付資料は、原則として再生紙を使用すること。
- (3) 業務実施に当たり、車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- (4) 業務実施において、廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）並びに相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）など関連法令を遵守し、適正に処理すること。

(疑義等の解決)

第32条 本契約に定めのない事項、又は本契約の業務を遂行する上で発注者と受注者の間に疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議を行い、円満に解決を図るものとする。